

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく
 国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正す
 る件

○国税庁告示第十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく
 国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国
 税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。ただし、別表
 規則第四条第二号ニの項の改正規定は、平成三十一年一月四日から施行する。

平成二十九年十二月十八日

国税庁長官 佐川 宣寿

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲
 げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改 正 後			改 正 前		
○別表			○別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同左]		
規則 <u>第三</u> 条 <u>第三</u> 項 第二号	官公署又は個人番 号利用事務等実施 者から発行され、 又は発給された書 類その他これに類 する書類であって 個人番号利用事務 実施者が適当と認 めるもの	写真なし身分証明 書等 国税等の領収証書 等 写真なし公的書類 本人交付用税務書 類	規則 <u>第三</u> 条 <u>第二</u> 項 第二号	官公署又は個人番 号利用事務等実施 者から発行され、 又は発給された書 類その他これに類 する書類であって 個人番号利用事務 実施者が適当と認 めるもの	写真なし身分証明 書等 国税等の領収証書 等 写真なし公的書類 本人交付用税務書 類
規則 <u>第三</u> 条 <u>第五</u> 項	本人しか知り得な い事項その他の個 人番号利用事務実 施者が適当と認め る事項	個人番号利用事務 等実施者により各 人別に付された番 号、本人との取引 や給付等を行う場 合において使用し ている金融機関の 口座番号（本人名 義に限る。）、証券 番号、直近の取引 年月日等の取引固 有の情報等のうち の複数の事項	規則 <u>第三</u> 条 <u>第四</u> 項	本人しか知り得な い事項その他の個 人番号利用事務実 施者が適当と認め る事項	個人番号利用事務 等実施者により各 人別に付された番 号、本人との取引 や給付等を行う場 合において使用し ている金融機関の 口座番号（本人名 義に限る。）、証券 番号、直近の取引 年月日等の取引固 有の情報等のうち の複数の事項
規則 <u>第三</u> 条 <u>第六</u> 項	個人識別事項によ り識別される特定 の個人と同一の者 であることが明ら かであると個人番 号利用事務実施者	雇用契約成立時等 に本人であること の確認を行ってい る雇用関係その他 これに準ずる関係 にある者であつ	規則 <u>第三</u> 条 <u>第五</u> 項	個人識別事項によ り識別される特定 の個人と同一の者 であることが明ら かであると個人番 号利用事務実施者	雇用契約成立時等 に本人であること の確認を行ってい る雇用関係その他 これに準ずる関係 にある者であつ

	が認める場合	<p>て、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかかな場合</p> <p>所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合</p>		が認める場合	<p>て、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかかな場合</p> <p>所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合</p>
	[略]			[同左]	
規則第四条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号。以下「オ</p>	規則第四条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<p>国税手続電子証明書（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号。以下「オ</p>

		<p>ン化省令」という。) 第二条第一項第二号に規定する電子証明書(同号ロに該当するものを除く。)をいう。)及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p> <p>民間電子証明書(電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発</p>			<p>ン化省令」という。) 第二条第一項第二号に規定する電子証明書(同号ロに該当するものを除く。)をいう。)及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p> <p>民間電子証明書(電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p> <p><u>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件</u> （平成十八年国税庁告示第三十二号）第七号に規定するオン化省令第四条第二項又は第三項及び第六項の規定により通知された識別符号及び暗証符号により認証する方法</p>	<p>行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p> <p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p> <p>[新設]</p>
[略]	[同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。		